

宇治市のかいごほけんだより

2021年6月 No.40 保存版
発行 宇治市介護保険課
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33
電話番号 22-3141(代)
URL <https://www.city.uji.kyoto.jp/>

6月中旬、介護保険料額納入通知書を送付します

6月中旬に送付する「介護保険料額納入通知書」は、令和3年度に第1号被保険者(65歳以上の人)が納める介護保険料額・保険料段階(第1～15段階)・納め方などをお知らせするものです。今号に介護保険料の詳しい内容を掲載していますので、必ず保管しましょう。

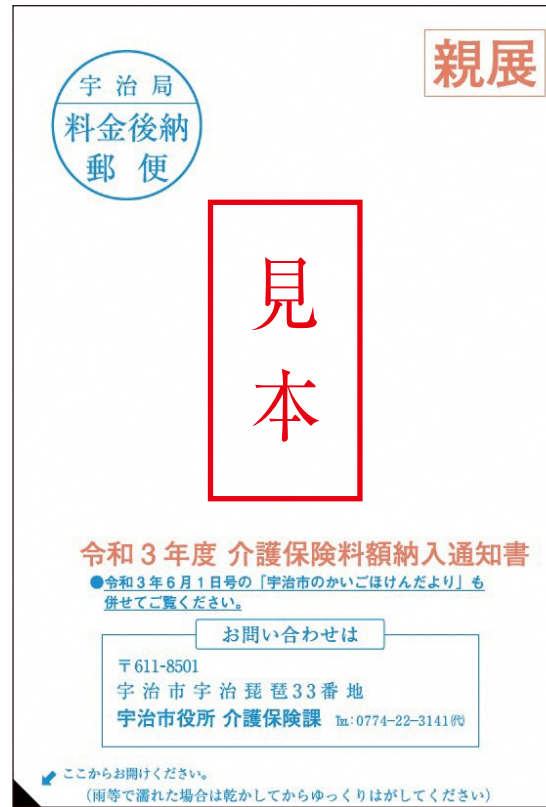
圧着はがきで送付します

「介護保険料額納入通知書」を圧着はがきで送付します。

◆対象者…市内在住で支払方法が、次のいずれかに該当する人

- 特別徴収(年金からの差引き)で納める人
- 口座振替で納める人
- 年度内に上記の両方で納める人

■上記以外の人(納付書で納める人や送付先を市外に設定する人など)は、封書で送付します。



▲6月中旬に、「圧着はがき」で送付します。見落としのないようご注意ください。

介護保険の財源 ～介護保険料の使い道～

第1号被保険者(65歳以上の人)が納めた介護保険料は、主に65歳以上の皆さんが介護保険サービスを利用したときの費用に使われます(訪問介護<ホームヘルプ>や通所介護<デイサービス>の利用料、介護老人福祉施設<特別養護老人ホーム>の入所による利用料など)。なお、介護保険サービスの総費用の内訳は、次のとおりです。

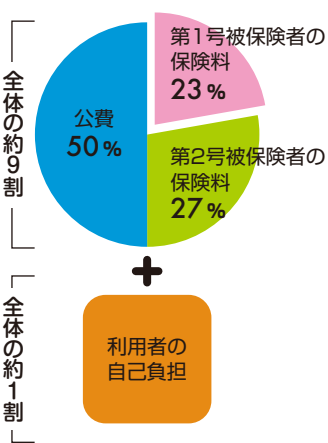
◆全体の約9割

- 国や都道府県、市区町村が負担する「公費」(50%)
- 65歳以上の人(納める「介護保険料(第1号被保険者)」)(23%)
- 40～64歳の人(納める「介護保険料(第2号被保険者)」)(27%)

◆全体の約1割

利用者の自己負担(原則1割負担。一定以上所得者は2割または3割負担)

介護保険サービスの総費用の内訳



皆さんが安心して介護保険サービスの利用ができるように、介護保険料は必ず納めましょう。

介護保険料の決まり方

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料の算出過程は、次のとおりです。

- ①宇治市の介護保険サービスにかかる総費用などから、「基準額(※5)」を決めます。
- ②その基準額をもとに、所得に応じて段階別に保険料を決めます。上記の算出過程をもとに、第8期(令和3～5年度)の介護保険料を右表のとおり設定しました。

第8期の介護保険料では、国や都道府県、市区町村が負担する「公費」(50%)とは別枠で公費を投入し、低所得者の介護保険料の軽減を行いました。令和3年度も、市民税非課税世帯を対象とした介護保険料の軽減強化を拡充しています。

- ※1: 老齢福祉年金
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金。
- ※2: 公的年金等収入額
国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等の非課税年金は含まず。
- ※3: 合計所得金額
純損失または雑損失の繰越控除前の総所得金額(うち給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合には、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除)、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(特別控除をした金額)、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得額及び退職所得金額の合計額。
- ※4: その他の合計所得金額
上記※3の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額。
- ※5: 基準額
各保険料段階において保険料を決める基準となる金額。

【第8期(令和3～5年度)の介護保険料】

保険料段階	対象者	基準額に対する割合	保険料額(年額)	
第1段階	●生活保護受給者			
	●市民税非課税世帯で、本人：非課税	●老齢福祉年金(※1)受給者 ●前年の本人の公的年金等収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3・4)の合計が80万円以下	0.25	17,010円
第2段階	●市民税非課税世帯で、本人：非課税	●前年の本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	0.35	23,820円
第3段階	●本人が市民税非課税(世帯に課税者あり)で、本人：非課税	●前年の本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える	0.65	44,220円
第4段階	●本人が市民税非課税(世帯に課税者あり)で、本人：非課税	●前年の本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.80	54,430円
第5段階	●本人が市民税非課税(世帯に課税者あり)で、本人：課税	●前年の本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額(※5)	68,030円
第6段階	●本人が市民税非課税(世帯に課税者あり)で、本人：課税	●前年の合計所得金額(※3)が125万円以下	1.10	74,840円
第7段階	●本人が市民税非課税(世帯に課税者あり)で、本人：課税	●前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満	1.30	88,440円
第8段階	●本人が市民税非課税(世帯に課税者あり)で、本人：課税	●前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.65	112,250円
第9段階	●本人が市民税非課税(世帯に課税者あり)で、本人：課税	●前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.95	132,660円
第10段階	●本人が市民税非課税(世帯に課税者あり)で、本人：課税	●前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	2.10	142,870円
第11段階	●本人が市民税非課税(世帯に課税者あり)で、本人：課税	●前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.25	153,070円
第12段階	●本人が市民税非課税(世帯に課税者あり)で、本人：課税	●前年の合計所得金額が600万円以上750万円未満	2.40	163,280円
第13段階	●本人が市民税非課税(世帯に課税者あり)で、本人：課税	●前年の合計所得金額が750万円以上900万円未満	2.55	173,480円
第14段階	●本人が市民税非課税(世帯に課税者あり)で、本人：課税	●前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	2.70	183,690円
第15段階	●本人が市民税非課税(世帯に課税者あり)で、本人：課税	●前年の合計所得金額が1,000万円以上	2.95	200,690円

市役所職員をかたった「還付金詐欺」にご注意ください。

介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は2種類あり、原則、特別徴収(年金からの差引き)で納めます。ただし、資格取得(65歳に到達または他市区町村から転入)した年度は、普通徴収(納付書または口座振替)で納めます。納め方は、法令にもとづき決定されるため、申し出により変更できません。ただし、年度途中で介護保険料額に変更があった場合などは、特別徴収を普通徴収に変更することや特別徴収と普通徴収を同時に行うことがあります。

特別徴収(年金からの差引き)

- 前年度も特別徴収の人
引き続き、令和4年2月までの各年金受給日に介護保険料を差し引きます。
- 新しく特別徴収が開始される人
令和4年2月までの各年金受給日(最大年6回)に介護保険料を差し引きます。

なお、今年度の後半(令和3年10月以降)から特別徴収が開始される人は、年間の介護保険料額の2分の1を今年度前半(令和3年6～9月)に普通徴収(納付書または口座振替)で納め、残りの2分の1を今年度後半(令和3年10月～令和4年2月)に年金から差し引きます。

令和4年4・6・8月の特別徴収の介護保険料額は、原則、6月中旬に圧着はがきで送付する「介護保険料額納入通知書」に記載された2月の金額と同額を差し引きます。

年度途中で介護保険料額の変更

◆被保険者資格を喪失した場合(転出や死亡)

宇治市の被保険者であった期間(月単位)に応じて介護保険料を精算し、変更後の通知書を改めて送付します。

◆市民税の課税状況等の変更により保険料段階が変更した場合

介護保険料の算定基礎(根拠)となる市民税の情報に変更があった場合は、変更後の通知書を改めて送付します。

介護保険料の減額制度

宇治市では、低所得者の介護保険料の負担軽減を図るため、申請により減額を行う制度を設けています。減額の申請を希望する人は、電話などで介護保険課へ事前にご相談ください。

◆対象者…次のすべてに該当する人を第1段階に減額します。

- 保険料段階が、第2段階または第3段階
- 本人を含む世帯全員の前年収入の合計額が単身世帯で94万円以下(世帯人数が1人増えるごとに50万円を加算)
- 収入には非課税年金(遺族年金、障害年金など)も含まず。
- 前年収入とは、令和3年度介護保険料の場合、令和2年1～12月の収入です。
- 他世帯の人の所得税・市民税の扶養控除あるいは医療保険の被扶養者となっていない
- 第1号被保険者が現に居住している資産の評価額が1,800万円以下であり、第1号被保険者が属する世帯が居住用資産以外に土地・家屋を所有していない
- 預貯金の合計額が単身世帯で350万円以下(世帯人数が1人増えるごとに100万円を加算)

◆持ち物…上記の対象者が申請時に必要なものは、次のとおりです。

- 前年収入がわかるもの(年金振込通知書・給与明細など)
- 健康保険被保険者証
- 預貯金通帳(申請日時点で記帳を済ませたもの)

介護保険料を滞納していると

特別な事情がないにもかかわらず介護保険料を滞納していると、介護保険サービスを利用する際、滞納期間に応じて次の措置がとられます。

1年以上滞納すると 介護保険サービスの費用が いったん全額自己負担 となります。申請により、あとで保険給付分(9割～7割※9)が払い戻しになります。	1年6カ月以上滞納すると 介護保険サービスの費用が いったん全額自己負担 となり、申請後に払い戻される 保険給付分の一部または全部が差し止め られます。その後も滞納が続いた場合は、差し止められた保険給付分から、滞納していた介護保険料分が差し引かれることもあります。	2年以上滞納すると 介護保険サービスを利用した際の 利用者の自己負担(1割～3割※9)が、3割または4割 になったり、 高額介護サービス費などが受けられなくな ります。
---	--	--

※9:一定以上所得者の介護保険サービス費用の自己負担は2割または3割。

令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料等減免について

詳しくは宇治市ホームページまたは介護保険課へお問い合わせください。

- 介護保険料の減免**
新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合や、事業収入等が著しく減少した場合は、申請により介護保険料が減免されます。
- 介護保険利用者負担金の減免**
新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少した場合、一定の要件を満たす方は申請により利用者負担金が減免されます。

その他にも、次の要件についても申請により介護保険料が減額される場合があります。電話などで介護保険課へ事前にご相談ください。

- 震災・風水害・火災等により、家屋等に著しい損害を受けたとき
- 主たる生計維持者の死亡や失業等により、世帯の収入が激減したとき
- 刑事施設等に拘禁されたとき

令和3年8月からの介護保険制度の改正点

●高額介護サービス費の見直し

1か月に支払った介護サービスの自己負担の合計額(※1)が一定以上の上限を超える場合、超えた分が「高額介護サービス費」として払い戻されていますが、一定所得者について上限額が変わります。

【令和3年7月まで】			【令和3年8月から】		
区分	自己負担額の上限		区分	自己負担額の上限	
	個人	世帯(※2)		個人	世帯
現役並み所得相当(年収約383万円以上)	44,400円	44,400円	現役並み所得相当		
一般(現役並み所得相当以外の住民税課税世帯)	44,400円	44,400円	年収約1,160万円以上	140,100円	140,100円
住民税非課税世帯	24,600円	24,600円	年収約770万円以上1,160万円未満	93,000円	93,000円
本人の合計所得金額(※3)と課税年金収入額が80万円以下の人	15,000円		年収約383万円以上770万円未満	44,400円	44,400円
老齢福祉年金受給者	15,000円		一般(現役並み所得相当以外の住民税課税世帯)	44,400円	44,400円
生活保護受給者	15,000円	15,000円	住民税非課税世帯	24,600円	
			本人の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人	15,000円	24,600円
			老齢福祉年金受給者		
			生活保護受給者	15,000円	15,000円

(※1)住宅改修費、福祉用具購入費や施設の食事・居住費(滞在費)、日常生活費等は含まれません。
 (※2)上限額は、世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計となります。
 (※3)[合計所得金額]は長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除および公的年金等に係る雑所得を差し引いた後の額を用います。

●負担限度額の認定制度の見直し(居住費(滞在費)・食費の減額)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特養)に入院・入所または短期入所(ショートステイ)している場合、施設サービス費の自己負担分(1～3割)に加え、居住費(滞在費)・食費・日常生活費を支払います。

施設サービス費の1～3割 + 居住費(滞在費) + 食費 + 日常生活費(理美容代など) = 自己負担

所得が低い方に対しては、所得に応じて、居住費(滞在費)・食費の自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されますが、対象者の要件、食費の自己負担限度額が変わります。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり) 【令和3年7月まで】

利用者負担段階	所得の状況※1	預貯金等の資産※2の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円(320円)	0円	820円	490円	300円
	老齢福祉年金受給者の方						
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方		490円(420円)	370円	820円	490円	390円
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超の方	1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	650円	

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり) 【令和3年8月から】

利用者負担段階	所得の状況※1	預貯金等の資産※2の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円(320円)	0円	820円	490円	300円
	老齢福祉年金受給者の方						
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方		490円(420円)	370円	820円	490円	390円(600円)
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	650円(1,000円)	
3②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円(1,300円)

従来型個室の()の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。食費の()の金額は、短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した場合の額です。
 ※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む)。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外の所得も判断材料とします。
 ※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。
 ※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば給付対象となります。不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

申請・更新の手続きをお忘れなく！ 介護サービス利用料の減額制度

介護保険では、一定の要件を満たすと施設等へ支払う利用料を減額する制度があります。減額認定を受けるには申請が必要です。既に下記の減額認定を受けて、認定証をお持ちの方も、7月31日(土)で有効期限が切れるので、更新の手続きをしてください。なお、対象者には文書でお知らせします。確認の上、更新手続きをお願いします。

- 1 介護保険施設、ショートステイにおける食費・居住費(滞在費)の減額**
 - 2 社会福祉法人等による利用料の軽減**
 - 3 認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)の家賃等の軽減**
- 申請方法 新規申請…所定の申請書に必要事項を記入し、押印の上、介護保険課へ提出してください。詳しくは、同課、宇治市ホームページまたはケアマネジャーにお問い合わせください。
 更新申請…対象者には文書でお知らせします。確認の上、更新手続きをしてください。

※要支援・要介護認定を受けている方もしくは事業対象者に該当する方には、令和3年7月中旬ごろに介護保険負担割合証(有効期限 令和3年8月1日～令和4年7月31日までのもの)を郵送にてお届けする予定です。

あなたの地域に

住民運営の『通いの場』を立ち上げて見ませんか ///

高齢者だからこそその役割がある。高齢者だからこそできることたくさんあります。

自分色の『通いの場』を自分の地域に作ってみませんか？あなたの力をお待ちしています。

平成29年度より、介護保険制度における総合事業のサービスとして、『住民主体型通所サービス(通いの場)』が誕生しています。『通いの場』は、介護予防体操や趣味活動など、企画から運営まで地域住民ボランティアの皆さんが主体となって、要支援認定者や事業対象者(基本チェックリストで介護予防・生活支援サービス事業対象者と判定された人)を対象に、体操や脳トレ、趣味活動などの介護予防に役立つ活動をされています。『通いの場』は、サポーター、利用者という垣根のない関係の中で、アットホームな雰囲気が特徴です。時には、利用者が持たれている技能を発表することもあります。また、お互い見守り、見守られながらの絆も形成されています。

下記の団体ではボランティアを随時募集中です。20歳代から80歳代まで幅広い年齢の方が活躍されています。

市内に6か所の『通いの場』が立ち上がっています！

団体名	所在地	開催曜日・時間
つどいのえまり(笑舞利)	宇治市番23 放課後デイサービス calm(ちやるむ)	月曜日 10時～正午
住民主体通所型サービス「おこしやす」	木幡北山畑23 ハーモニーマはた地域交流室	火曜日 10時～正午
温かなご用聞きねっと「たんぽぽ」	木幡御園20-152 たんぽぽハウス	火曜日 14～16時
住民主体通所型サービス「かがやき」	小倉町山際63-1 西小倉地域福祉センター	木曜日 10時～正午
通いの場「里庵(リアン)」	宇治妙楽48-1 NPO法人 まちづくりねっとうじ	水曜日 10時～正午
通いの場「陽だまり」	五ヶ庄戸ノ内19-1 あいらの杜宇治五ヶ庄地域交流センター	水曜日 10時～正午

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休会されていることもあります。

『通いの場』でサポーターをされている方の声



『通いの場 陽だまり』サポーター 井谷 佳津子さん (サポーター経験年数4年)

現在、2か所の通いの場でサポーターをしています。どちらの通いの場もアットホームな雰囲気で笑顔が絶えないですね。いつも利用者さんの笑顔に元気をもらっています。仲間もたくさん増えましたし、自分の居場所・生きがいを見つけたことに幸せを感じています。仕事を終えた後の人生を自分の趣味や身体づくりもいけれど、人と関わって、「ありがとう」の言葉と笑顔がいただける日々がある。それが、私の元気の源になっています。

Q 活動する場所(会場)はどうしたらいいのですか？

A 集まれる場所があれば、どこでもOKです。お家の空きスペースや空き店舗、集会所、地域福祉センター、介護福祉施設等の地域交流センターなど。

Q 立ち上げに必要なものを用意しないといけないと思うが、その経費への補助金はありますか？

A 立ち上げに必要な経費の補助金と運営に必要な経費の補助金があります。様々な要件がありますので、詳細は長寿生きがい課までご相談ください。

Q 『通いの場』の実施要件はありますか？

A 週に1回約2時間程度の開催や介護予防のための体操を取り入れるなど、さまざまな要件があります。ただし、活動の内容は自分たちで自由に企画していただくことになります。

Q やってみようかな。でも、不安。

A まずは、長寿生きがい課までご相談ください。宇治市には※生活支援コーディネーターを配置しています。仲間集めなど立ち上げに向けてのサポートをしています。

※生活支援コーディネーターとは、別名「地域支え合い推進員」といいます。「地域で気になることがある」「地域でやりたいことがある」など、高齢者が住みやすいまちづくりを目指し、地域の住民組織や関係団体と連携して、支え合い活動の推進や生活支援の充実を図ります。

介護保険料がスマートフォンで納付できるようになりました

令和2年6月1日より、市役所や金融機関、コンビニエンスストアに出向くことなく、いつでもどこでもスマートフォンアプリを利用して介護保険料を納付できるようになりました。

利用できるアプリは？

必要なものは？

- コンビニ納付書用バーコードが印刷された納付書
- スマートフォン用アプリ「PayPay」または「LINE Pay」

PayPay ご利用の方はこちら

LINE Pay ご利用の方はこちら

ご利用方法

1. スマートフォンに専用アプリをインストールして利用者登録を行ってください。
 2. スマートフォン専用アプリを利用して、チャージを行います。
 3. 登録およびチャージが完了したら、アプリの「請求書支払い」を選択し、納付書に記載されているバーコードをスキャンして読み取ります。
 4. 支払情報を確認し、画面の表示に従って操作を進めてください。
- ※詳しくご利用方法につきましては、各サービスのホームページを確認してください。

【注意事項】●市役所や金融機関、コンビニエンスストア等の窓口での納付(窓口払い)はご利用できません。スマートフォンを用いた請求書払いにのみ対応しています。●タブレット・パソコン・フィーチャーフォン(ガラケー)からはご利用できません。●納期限を過ぎた納付書はご利用できません。●汚れや破損等によりバーコードの読み取りができない納付書はご利用できません。●金額を訂正した納付書はご利用できません。●領収書は発行されません。領収書が必要な場合は市役所や金融機関、コンビニエンスストア等で納付していただきますようお願いいたします。●システム利用料について、利用者負担はありません。(ただし、通信費用の負担は必要です。)